

打刻又は検認の申請に必要な書類（◎＝必須、△＝該当時のみ提出）

なお、審査過程において、追加で資料を求める場合があります。

1	申請書 ※様式あり	◎
2	誓約書（当該建設機械が質権、差押え、仮差押え及び仮処分の目的となっていない旨の誓約）※様式あり	◎
3	申請者の建設業許可通知（証明）書 （証明書の場合は証明年月日が申請直前のもの）	◎
4	建設機械抵当法施行令第 4 条に規定する内容すべてが判るもの （当該建設機械や原動機の製造証明書、仕様書など）	◎
5	建設機械の売買契約書（割賦販売契約書）の写し	◎
6	建設機械の引渡証明書の写し	◎
7	建設機械の受領書の写し	◎
8	売買代金完済証明書又は領収書の写し	◎
9	印鑑証明書（譲渡人及び申請者のもの）	◎
10	（申請者が法人）法人事業税又は法人税の納税証明書 （申請者が個人）個人事業税納税証明書	◎
11	（申請者が法人の場合のみ）申請者の商業登記簿謄本	△
12	建設機械の図面	◎
13	建設機械の写真 ・ 本体全体と製造番号、原動機番号の確認できるもの ・ 申請直前に撮影したものであること ・ 建設機械が作業台船のときは、船名部分が写っていること	◎
14	（検認の場合のみ）打刻証明書の写し	△
15	（検認の場合のみ）所有権保存登記の閉鎖登記簿謄本	△
16	（検認の場合のみ）建設機械の打刻番号がわかる写真	△
17	委任状（申請人以外の者が、申請書の提出や、打刻又は検認の証明書を受領する場合。ただし、申請人の従業員は申請人とみなす。）	△

（注）

- ・「写し」とされたもの以外は「正本」を添付すること。
- ・提出書類は、A4版に統一すること。